

ネーミングライツ事業実施契約書（案）

国立大学法人愛知教育大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が所有する施設等に法人等名、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称（以下「別称等」という。）を決定する権利（以下「命名権」という。）の付与に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、命名権について基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

2 甲は、甲の教育研究環境の向上を図るため、甲が所有する施設等のネーミングライツ事業を実施し、乙は、その趣旨及び目的に賛同して、命名権料を支払い命名権の付与を受けるものとする。

（命名権）

第2条 甲は、乙に対して、本契約の定めるところにより以下の施設等の命名権を付与する。

対象施設等：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（別称等）

第3条 対象施設等の別称等は次のとおりとする。ただし、甲は、対象施設等の正式名称は変更しないものとし、必要に応じて正式名称を併用することができる。

別 称	「 _____ 」
日本語表記	「 _____ 」
アルファベット表記	「 _____ 」

2 甲は、前項の別称等を積極的に使用するものとする。

3 契約期間中、原則として別称等是不変のものとする。ただし、甲又は乙が、別称等を変更することが合理的であると判断するときは、相手方に対して協議を行うことができ、甲乙協議の上、決定する。

（契約期間）

第4条 本契約の契約期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする。

2 別称等の使用期間は前項の本契約期間と同様とし、使用期間の終了の日までに、本契約が終了した場合は、別称等の使用期間も終了する。

（契約期間の満了及び延長）

第5条 乙は、本契約の延長を希望するときは、契約期間満了の3ヶ月前までに、その旨を甲に書面

で通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受領したときは、乙との間で本契約の延長について協議するものとし、契約期間の全期間については、令和 年 月 日（最大5年）を超えないものとする。

3 第1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が整わない場合には、本契約は前条第1項に定める期間の末日をもって終了する。

（命名権料）

第6条 本契約に基づく命名権料は、年額〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇〇〇円）とする。ただし、〇〇年度については、〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇〇円）とする。

2 乙は、前項に定める命名権料について、甲が発行する請求書により、甲が定める納入期限（原則として、当該年度の5月31日）までに支払わなければならない。ただし、〇〇年度については、〇〇年〇月〇日までに支払わなければならない。

3 乙が前項に規定する日までに第1項に規定する金額を納付しないときは、納入期限の翌日から起算して支払った日までの日数に応じ、当該契約金に年5%の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

（別称等のサイン、案内看板等の設置）

第7条 乙は、甲と協議の上、対象施設等及び甲の構内に別称等のサイン、案内看板等（以下「サイン等」という。）を設置することができる。

2 前項に定めるサイン等の具体的なサイズ、デザイン、設置箇所、設置方法及び掲示方法等については、甲の定める基準に基づき、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第1項に定めるサイン等の設置及び変更は乙が実施するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

4 第1項に定めるサイン等の所有権は乙に帰属するものとする。

5 本契約の契約期間の終了又は解除した場合は、甲が指定する日までに、乙の費用負担により原状回復するものとする。

6 乙が前項の原状回復を行わないときは、甲が原状回復を行い、その費用の全額を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

（別称等のサイン、案内看板等の管理）

第8条 前条第1項に定めるサイン等の修繕、維持管理等に要する費用については、乙が負担する。

また、サイン等により第三者に損害が生じた場合の責任は、乙の責めに帰すべき事由によるものであるときに限り、乙の負担とする。

(その他の特典、付帯条件等)

第9条 甲は、甲乙協議の上、乙に対し、次の各号に掲げる特典を付与する。

(1) 甲は、甲が管理する公式ウェブサイト、広報誌等を通じて別称等の普及に努める。

この場合における費用については、甲が負担する。なお、別称等は施設の正式名称ではないことから、規則等の改正は行わない。

(2) 乙は、対象施設等の命名権を付与されていることを、乙の管理する媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができる。

(3) 前号に定めるもののほか、乙が応募時に提案した条件については、甲が書面により許可した場合に限り、これを認める。

(知的財産権)

第10条 乙が、本契約の別称等に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）

第2条第2項に規定する権利をいう。以下同じ。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

2 乙は、別称等が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等第三者の知的財産権を侵害していないことを、命名権の付与を甲に申請する前に自己の責任で確認しなければならない。命名権の付与後に侵害することが判明した場合には、乙は、甲に速やかに通知し、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

3 別称等に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、甲が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、乙は、甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（合理的な範囲の弁護士等の専門家の費用を含む。）を直ちに支払うものとする。

(損害賠償)

第11条 甲及び乙は、その責めに帰することができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲及び乙は、本契約の相手方につき、次の各号いずれかの事実が生じた場合は、第4条第1項に定める契約期間中であっても、本契約を解除することができる。

(1) 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。

(2) 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 本契約に定める条項に違反したとき。

- (4)乙が、法令、甲の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (5)乙の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (6)乙の都合等により、本契約に定める義務の履行が困難となったとき。
- (7)その他甲が命名権の付与を取り消すことが必要と認めるとき。

2 乙が、前項第6号の規定により本契約を解除するときは、希望する契約解除日の1ヶ月前までに、甲に申し入れるものとする。

(命名権料の返還)

第13条 甲は、前条の規定に基づき、本契約を解除したとき、乙が既に支払った命名権料は返還しないものとする。ただし、前条第1項第7号の規定により、本契約を解除したときには、命名権料の返還について甲乙協議の上、決定する。

(違約金)

第14条 乙は、第12条第1項第6号の規定に基づき本契約を解除した場合は、違約金を支払わなければならない。この場合における違約金の額は、甲乙が協議の上、決定する。

(重大な事情変更)

第15条 甲及び乙は、第4条第1項の契約期間中、重大な事情の変更が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知し、甲乙誠実に協議の上、契約内容を変更することができる。

2 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議の上、契約内容を変更することができる。

(秘密の保持)

第16条 甲及び乙は、本契約の履行に関し相手方から秘密である旨明示して開示された情報を第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も有効に存続する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約上の地位及び本契約から発生する権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、転貸し、使用若しくは収益を目的とする権利を設置し、又は抵当権若しくは質権を設定してはならない。

(疑義に関する協議)

第18条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

(裁判管轄)

第 19 条 本契約に関する紛争に係る訴訟は、甲の所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、甲と乙とが記名押印して各自 1 通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1
国立大学法人愛知教育大学
学 長 野 田 敦 敬 印

乙 住所
事業者等名
代表者名 印